

第4次 島田市男女共同参画行動計画（案）

令和5年12月

島田市

目次

【第1章】 計画の策定にあたって

| | |
|--------------|----|
| 1. 計画策定の趣旨 | 02 |
| 2. 計画の基本目標 | 02 |
| 3. 計画の基本理念 | 02 |
| 4. 計画の位置づけ | 03 |
| 5. 計画期間 | 03 |
| 6. 新たな視点 | 04 |
| 7. 施策の体系について | 04 |

【第2章】 計画の内容

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進 | 07 |
| 2. 男女の人権を尊重する教育の充実と健康支援 | 10 |
| 3. ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶・被害者支援 | 13 |
| 4. 生活に困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 | 15 |
| 5. 個性を尊重し多様性をもって共存できる環境の整備 | 16 |
| 6. ワーク・ライフ・バランスの推進 | 18 |
| 7. 就労の場における女性の活躍推進 | 20 |
| 8. 地域における男女共同参画の推進 | 23 |
| 9. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | 25 |
| 関係取組一覧 | 27 |

【第3章】 計画の推進体制

| | |
|------------------|----|
| 1. 計画の推進体制の整備 | 36 |
| 2. 市民参画による推進体制 | 36 |
| 3. 計画の進捗状況の点検・公表 | 36 |

【参考資料】

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の基本目標
3. 計画の基本理念
4. 計画の位置づけ
5. 計画期間
6. 新たな視点
7. 施策の体系について

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現に向け、島田市では平成19年7月に「島田市男女共同参画推進条例」を制定し、翌年の平成20年8月、「男女共同参画都市」を宣言しました。その後「島田市男女共同参画行動計画」を策定、平成31年4月からは「第3次島田市男女共同参画行動計画」に基づき、市、市民、事業者及び市民団体が協働し、各種取組を展開してきました。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識を背景に、家事・子育て・介護といった家庭生活の多くを女性が担っていることや、長時間労働を前提とした男性中心型の働き方が維持されていることなどにより、実質的には男女の雇用機会等に不平等が生じているのが現状です。

このような中、長時間労働の是正や多様な働き方の構築等、働き方改革の実践や、男女が共に働きながら家庭生活との両立を図れるよう環境づくりを推進するため、平成27年から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が制定されました。

また、SDGsの5つ目の目標である「ジェンダー平等を実現しよう」を達成するためには、市町でもジェンダー平等に向けた取組を今以上に推進していく必要があります。

このたび、本市の現計画が令和5年度をもって終了となるため、国・県の計画や市民意識調査等で明らかになった現状や課題を踏まえ、「第4次島田市男女共同参画行動計画」を策定し、男女があらゆる分野で自分らしく活躍できる社会の実現に向けて、取組を推進していきます。

2. 計画の基本目標

性別にとらわれず 互いを認め合い 活躍できるまち 島田

現代社会では、人々は性別をはじめ、さまざまな違いを抱えて生活しています。

性別を越えて互いを尊重し、相手の大切さを認識して支え合うことは、結果として、各々が自分らしく生きることにつながり、誰もが活躍できる心豊かな社会、ひいては男女共同参画社会の実現に導くとの考え方から、これを基本目標としています。

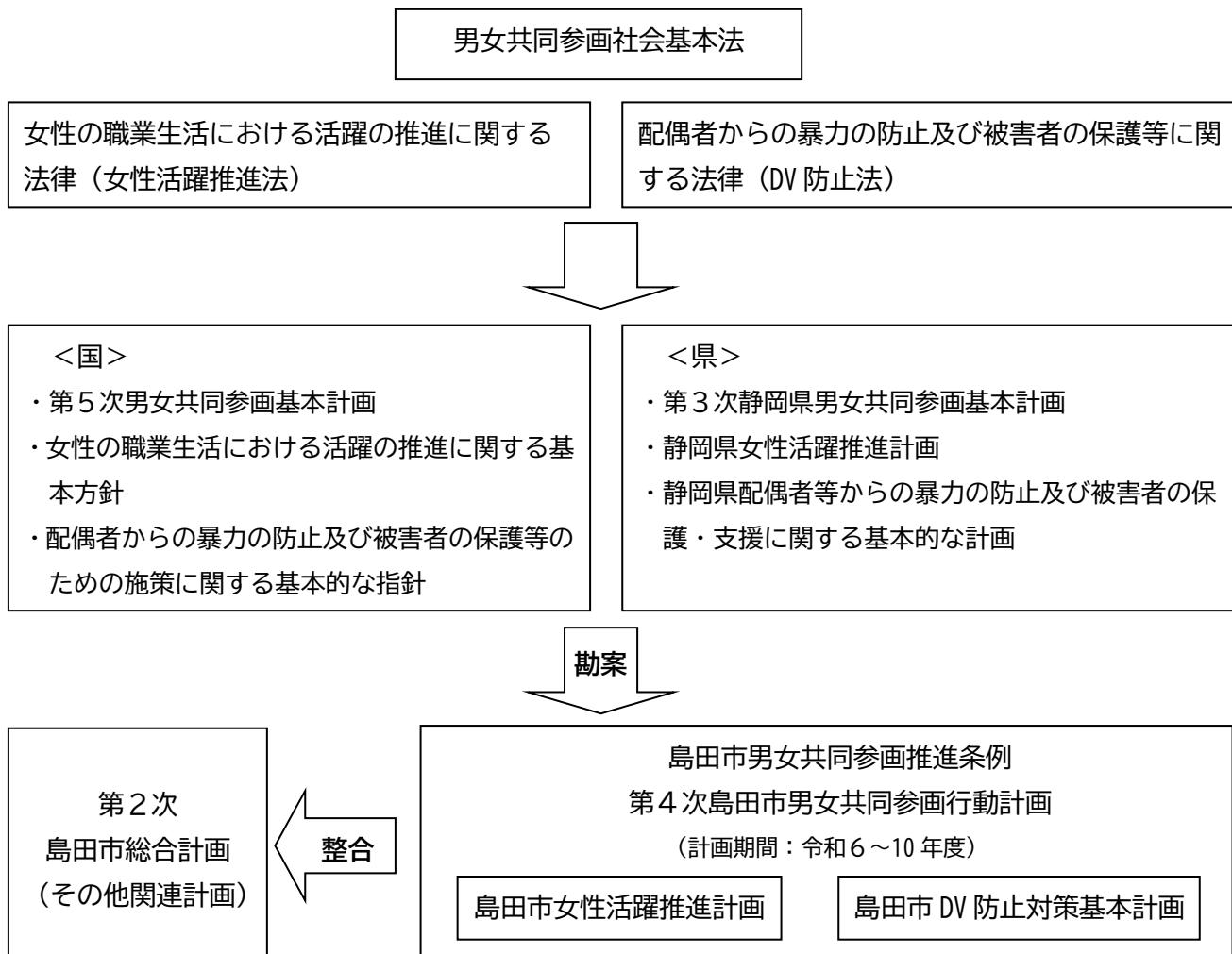
3. 計画の基本理念

本計画は、島田市男女共同参画推進条例第3条から第8条までに掲げる6つの基本理念をもとに、男女共同参画を推進していきます。

- (1) 男女の人権の尊重(第3条)
- (2) 社会における制度又は慣習についての配慮(第4条)
- (3) 政策等の立案及び決定における男女共同参画の機会の確保(第5条)
- (4) 家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動との両立(第6条)
- (5) 國際的視野の下での男女共同参画(第7条)
- (6) 互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮(第8条)

4. 計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法第14条に基づく計画であり、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 第2次島田市総合計画を上位計画とし、他の関連計画との整合を図っています。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第3次静岡県男女共同参画基本計画」を勘案し策定しています。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に規定されている市町村推進計画として位置づけています。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に規定されている市町村基本計画として位置づけています。



5. 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や事業の進行に応じて、必要な見直しを行います。

6. 新たな視点

◎基本的施策を4つに区分(体系化)

計画における施策目的を明確化し、効果的な推進を図るため、県の第3次男女共同参画基本計画に
なり、基本的施策を4つに区分しました。

- I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備【基本的取組1～2】
- II 安全・安心な暮らしの実現【基本的取組3～5】
- III 誰もが働きやすく活躍できる環境の整備【基本的取組6～7】
- IV 誰もがあらゆる分野へ参画できる社会づくり【基本的取組8～9】

◎基本的取組5「個性を尊重し多様性をもって共存できる環境の整備」を追加

令和5年3月から開始された「静岡県パートナーシップ宣誓制度」をはじめ、多様な性のあり方を前提
とした社会の形が求められています。そのために、職員の意識改革などをはじめ、市民に向けた意識啓
発に関する事業を追加しました。また、市民のさまざまな多様性を尊重するという観点から、外国人への
対応なども併せて基本的取組としてまとめました。

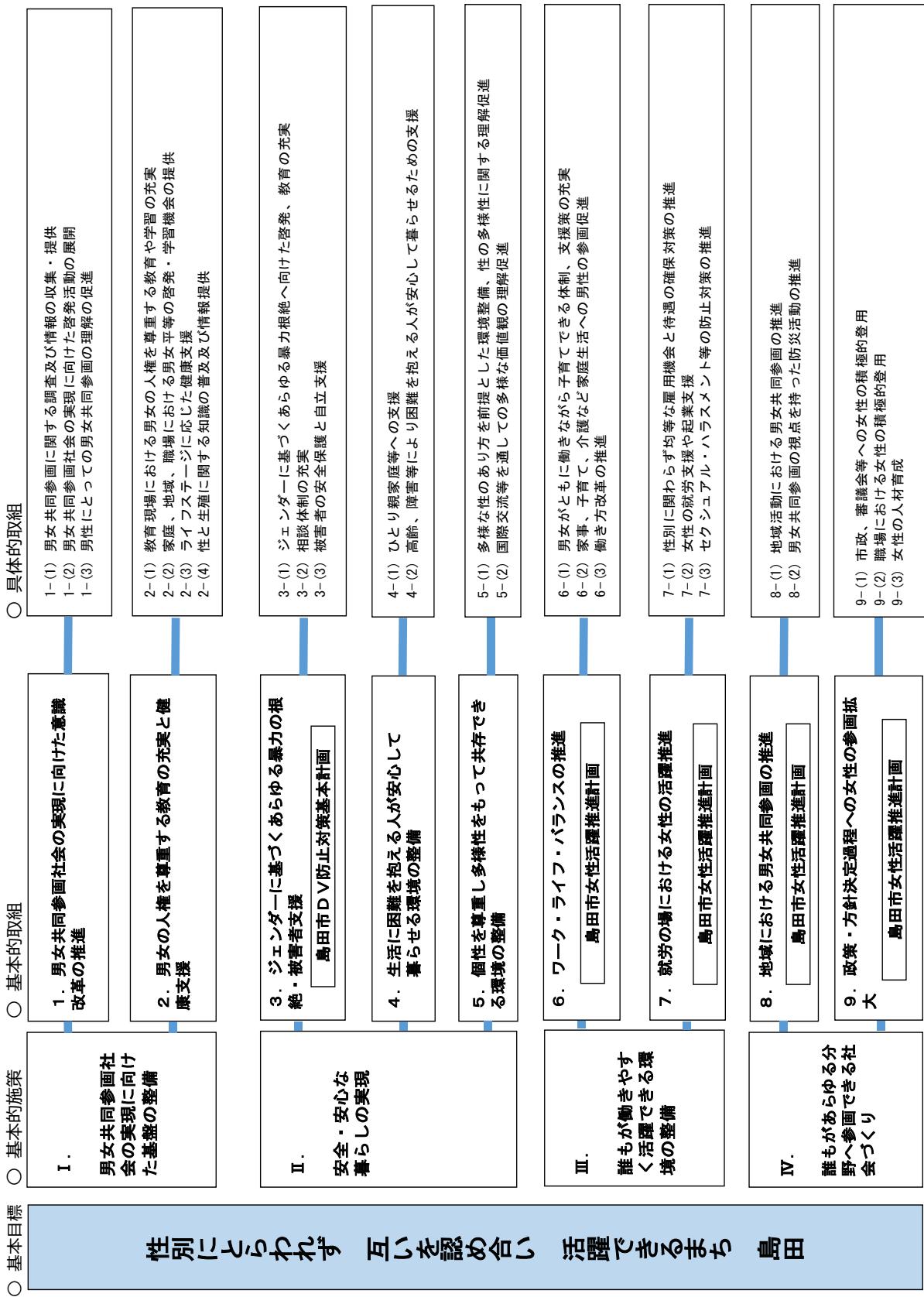
7. 施策の体系について

計画の概念図



計画の基本的施策Ⅰ～Ⅳについて、相互の関係性を上の概念図で示しています。基本的施策に関する
取組が欠けることなく進められることで、基本目標である「性別にとらわれず互いを認め合い活躍できるまち
島田」を目指していきます。全体の体系については、次の体系図でまとめています。

計画の体系図



第2章 計画の内容

I. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進
2. 男女の人権を尊重する教育の充実と健康支援

II. 安全・安心な暮らしの実現

3. ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶・被害者支援
(島田市DV防止対策基本計画)
4. 生活に困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
5. 個性を尊重し多様性をもって共存できる環境の整備

III. 誰もが働きやすく活躍できる環境の整備

6. ワーク・ライフ・バランスの推進 (島田市女性活躍推進計画)
7. 就労の場における女性の活躍推進 (島田市女性活躍推進計画)

IV. 誰もがあらゆる分野へ参画できる社会づくり

8. 地域における男女共同参画の推進 (島田市女性活躍推進計画)
9. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (島田市女性活躍推進計画)

関係取組 一覧

基本的施策Ⅰ．男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

基本的取組1

男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進

《現状と課題》

市民意識調査では、性別役割分担という考え方について、反対する回答の割合(49.7%)が賛成する回答の割合(29.9%)を上回っていますが、性別や年代によって、性別役割分担に対する考え方方が様々であり、意識や捉え方に違いがあることが伺えます。対して、わからないと回答した割合は2018(平成30)年度から9ポイント増えて、17.9%となっており、今まで当たり前になっていた役割分担に対し、違和感や疑問を抱えている層が増えているとも読み取れます。

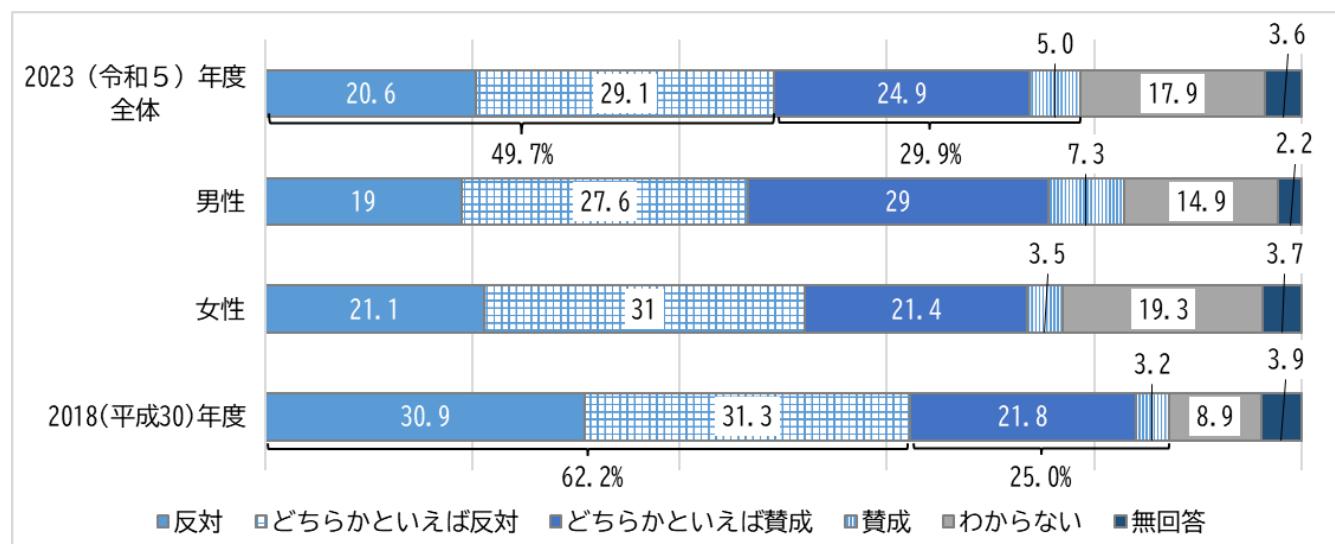
今後も男女共同参画に関する理解を深めるため、男女が固定的な性別役割分担意識(男は仕事、女は家庭に代表される固定観念)やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)にとらわれず、様々な分野で参画できるよう、性別や年代を考慮しながら、全ての人に的確な情報提供や啓発を行っていく必要があります。

6つの分野での男女平等感のうち、「職場(給与、登用等)」で「地域で」「政治の場で」「法律や制度の上で」の4つの分野で、「男性優遇」と感じる割合が多く、最も高いのは、「政治の場で」の65.6%となっています。

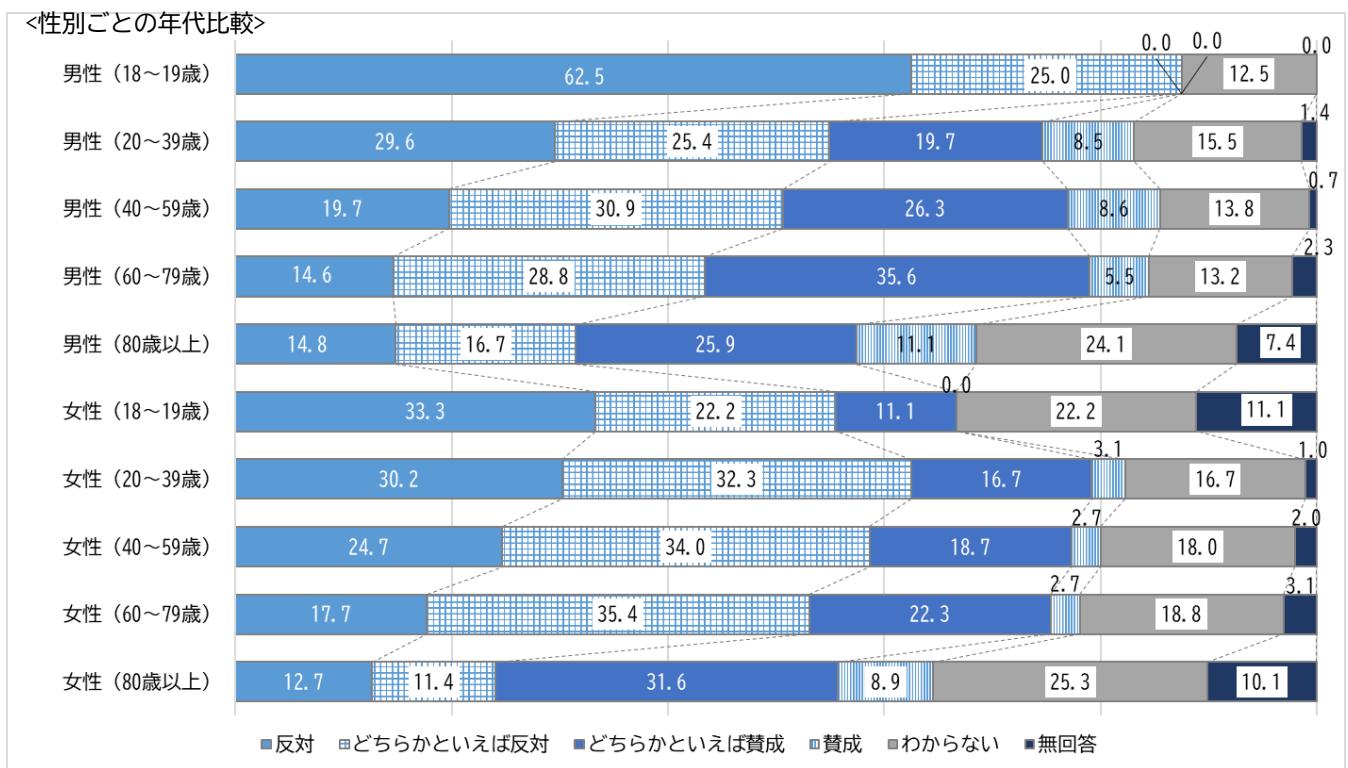
特に男性に対しては、様々な場での女性参画を促していくために、家庭生活や地域生活により関わっていけるよう、男性自身の理解や意識改革を図る取り組みが必要です。

【性別役割分担という考え方について】

<全体・性別>

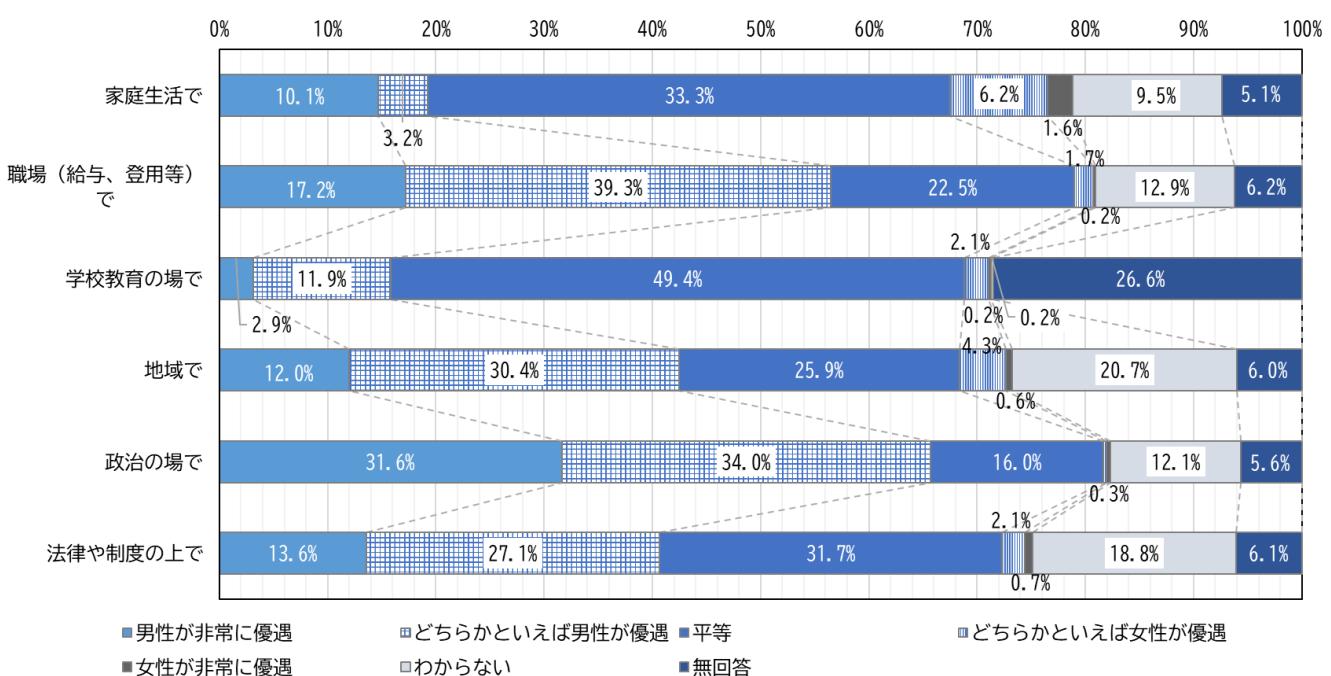


資料：2023（令和5）年度島田市総合計画市民意識調査



【男女平等の現状について】

資料：2023（令和5）年度島田市総合計画市民意識調査



資料：2023（令和5）年度島田市総合計画市民意識調査

《具体的取組》(p.27)

(1) 男女共同参画に関する調査及び情報の収集・提供

ジェンダー※平等の考えが社会に広まりつつある中、社会全体や市民の状況を適切に把握していくことが、効果的な啓発事業を進めるうえで重要となります。そのため、男女共同参画に関する調査や情報収集を行い、市民に分かりやすい情報提供を行います。

- ◆男女共同参画及びジェンダー問題に関する、国、県、他市町村、団体、研究教育機関等から得られる統計資料や、ジェンダーギャップ指数※などの国際的な情報を収集し、情報提供を行います。
- その他、市が発信する男女共同参画に関する情報を、各種メディア等を活用して適切な表現で分かりやすく市民に提供します。
- ◆適切な情報収集、情報提供を行うため、男女共同参画に関する様々な調査を実施します。

(2) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の展開

社会制度や慣習の見直し、意識改革の推進のため、率先して男女共同参画の視点に立った施策を推進していきます。また、男女共同参画啓発推進員※や事業所、近隣市町との連携体制による様々な機会を通じて普及・啓発活動を行います。

- ◆男女共同参画に関する啓発活動を開催します。また、社会制度や慣習を見直していくうえで重要な制度を整備するため、条例・計画の周知に努めます。
- ◆男女共同参画啓発推進員の活動を推進します。また、男女共同参画推進に資する、ネットワークを拡充していくため、男女共同参画社会づくり宣言事業所※のネットワーク形成を目指し、近隣市町との連携、体制整備も進めます。

(3) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識※が、男女問わず未だ根強く残っている中、家事・育児・介護などの分野では、男性の一層の参画が求められています。男性自身が固定的な性別役割分担意識を解消し、主体的に家庭生活に関われるよう、情報提供や啓発活動を行います。また、男女共同参画では、男性にとって生きがいのある社会が求められています。そのためには、地域団体などで活動することや、男性が参加しにくい学校行事や PTA など子どもや家庭に関する地域行事などに積極的に参画していくことも必要となります。

- ◆家庭や地域等へ参画する男性を増やしていくための考え方の啓発、取組を推進していきます。

※ ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス／sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。

※ ジェンダーギャップ指數

世界経済フォーラムが毎年公表している各国の男女平等度を図る指標のこと。

※ 男女共同参画啓発推進員

男女共同参画推進施策の着実な実施を図るため、公募により市民から選任される委員で、男女共同参画の啓発や施策の企画運営への協力等を行う。

※ 男女共同参画社会づくり宣言事業所

企業等における男女共同参画を推進するため、ワーク・ライフ・バランスなど男女共同参画に取り組むことを宣言し、静岡県に登録した県内の事業所のこと。

※ 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適當であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

基本的施策Ⅰ．男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

基本的取組2

男女の人権を尊重する教育の充実と健康支援

《現状と課題》

市民意識調査において、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい」という考え方に対する回答の割合は42.0%で、前回調査時の2018(平成30)年度から9.2ポイント増えており、性別にとらわれない育て方に賛成する人たちが増えています。

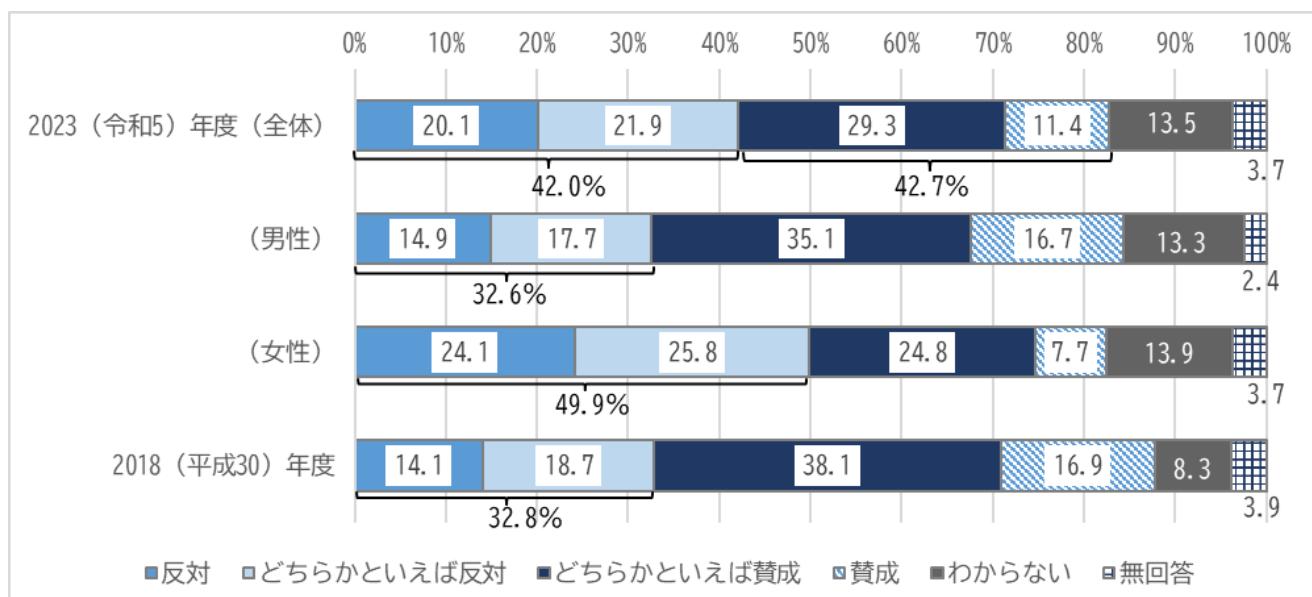
しかし、年代・性別で見ると、回答結果にバラつきがあり、「女の子らしく、男の子らしく」という考え方への認識も様々であるということが伺います。そのため、今後、男女共同参画社会を実現するためには、学校や家庭、地域、職場などで幅広い世代に向けて、各人の人権を尊重する教育や学習の充実を図ることが大変重要となります。

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくためには、男女が心身及びその健康について正確な知識や情報を得て、健康を保持・増進できるような支援が求められています。それぞれの性別に特有の疾患等に対して、適切な知識・情報をもって健康に留意していく必要があります。

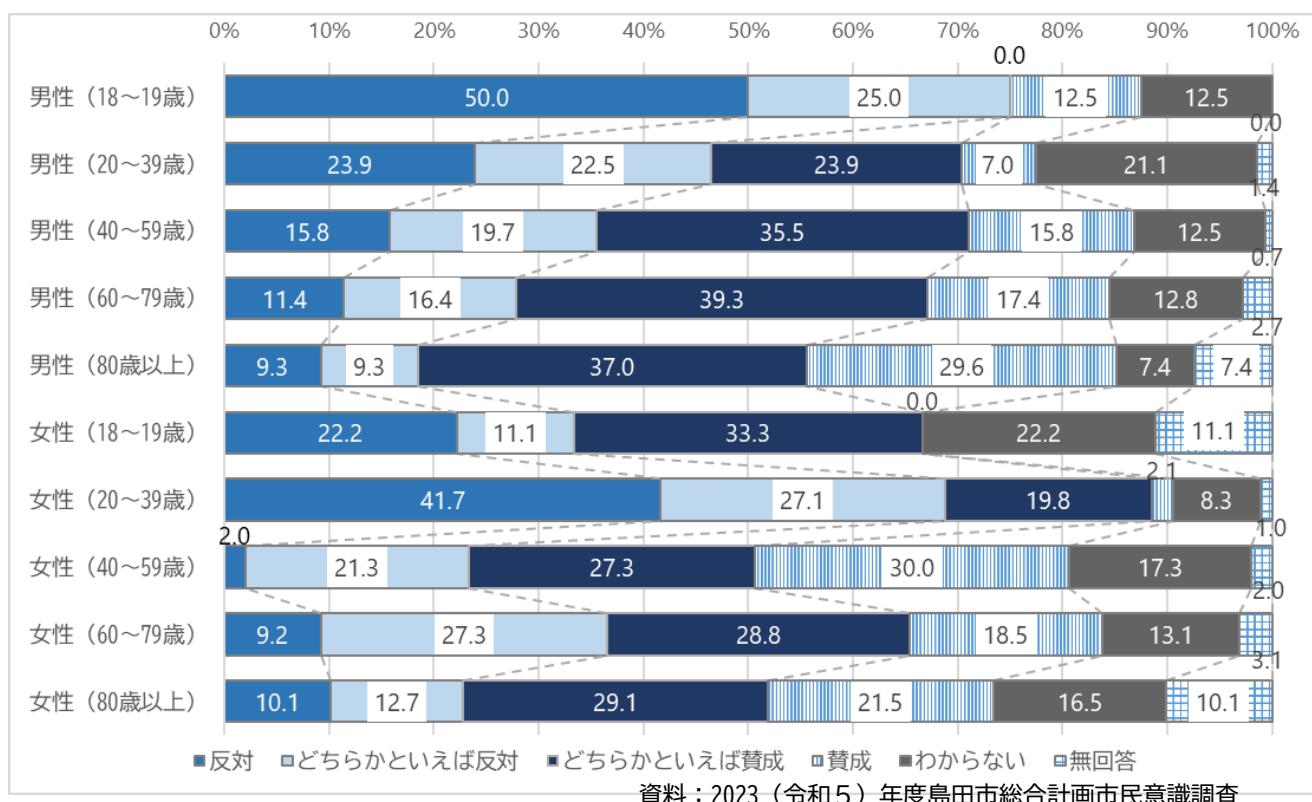
特に、女性は妊娠・出産といった特有の経験から健康上の問題に直面することがあります。「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)※(用語説明はp.6)」の視点から、子どもを産む・産まないに関わる選択を女性自身が決定できるよう、正しい知識の普及や情報提供が必要です。

また、男女ともに生涯を通じて健康が維持できるよう、運動やスポーツに関する環境づくりが必要です。

【女の子らしさ、男の子らしさについて（年度比較、性別比較）】



【性別ごとの年代比較】



《具体的取組》(p. 28～29)

(1) 教育現場における男女の人権を尊重する教育や学習の充実

幼児期を含む教育現場において、発達段階に応じ男女の人権を尊重する教育・学習の充実に努めます。あわせて、男女共同参画の理念を理解し、率先してジェンダー平等意識の定着を推進することができるよう、教職員等に対する研修の充実を図ります。

- ◆ジェンダー平等・人権教育を進めていくため、各教育機関における人権教育を行います。出前講座や様々な人権啓発事業を児童生徒向けに実施していきます。
- ◆児童生徒とその保護者を対象に学校生活、進路、家庭教育、生徒指導等に関する教育相談を実施します。
- ◆保育に関わる職員に対し、男女の人権意識を高めていく研修会等を充実させます。
- ◆キャリア教育において、性別にとらわれない進路指導を実施していきます。

(2) 家庭・地域・職場における男女平等の啓発・学習機会の提供

家庭・地域・職場など様々な場面において、男女の人権を尊重する啓発活動や、様々な機会を利用して学習機会の提供を行います。

- ◆人権擁護や人権尊重の啓発活動を通じて、家庭・地域・職場における男女の人権意識を養います。
- ◆開催日や内容の工夫などにより性別を問わず PTA 活動等学校行事への参加を推進し、男女共同参画を推進します。

(3) ライフステージに応じた健康支援

誰もが自らの身体や精神を健康に保ち、侵害されない権利を有しており、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うことが出来るよう支援体制を充実させるとともに、性差に配慮した医療や健康支援を推進する必要があります。そのため、男女それぞれのライフステージに応じて、心身の健康の保持・増進を図るための健康づくり支援事業を推進します。

- ◆性別、年齢に応じて各種検診等による健康支援を行います。また、各年齢層に応じた健康相談を実施し、体制の充実を図ります。
- ◆妊娠婦を対象とした講座を開催します。
- ◆令和6年4月1日から設置予定の島田市こども家庭センターでの窓口相談、乳幼児相談などを実施します。
- ◆妊娠期から父親を含めた世帯全体と保健師の関係づくりを含めた支援体制を強化し、島田市版ネウボラ※を充実します。
- ◆心の健康支援として、ゲートキーパー※の役割の普及、相談窓口の周知など自殺対策の強化を推進します。
- ◆小中学生を対象としたSOSの出し方教育を実施します。
- ◆性別、年齢に応じた食生活からの健康支援を行うため、食育講座を実施します。
- ◆性別を問わず誰もが健康づくりを行えるようにするため、誰もが取り組みやすいニュースポーツ※の普及などに取り組みます。また、参加しやすい環境づくりに努めます。

(4) 性と生殖に関する知識の普及及び情報提供

妊娠・出産といった女性の特性についての正しい知識・情報を提供するとともに、生命尊重、人権尊重の視点に立った教育の充実・啓発に努めます。

- ◆青少年を取り巻く社会情勢や話題などを取り入れた性に関する授業を実施するなど、教育現場等における性に関する教育・学習機会の充実を図ります。

※ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

1994年(平成6年)にカイロで開催された国際人口／開発会議において提唱された概念。妊娠への考え方や無性愛・非性愛などに関わらず、心身とともに満たされて幸せを感じられ、その状態を社会的に認められていること。また、産むか産まないか、いつ・何人子どもを持つかを自分で決める権利のこと、妊娠、出産、中絶について十分な情報を得られ、「生殖」に関するすべてを自分で決められる権利のこと。

※ 島田市版ネウボラ

母子手帳交付時から各家庭に担当保健師を配置し、健診等の場で同じ保健師が継続して支援する体制を構築し、安心して子育てができることを目的とした事業。

※ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

※ ニュースポーツ

子供から高齢者までを対象に「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽に自由に楽しめる」スポーツとして普及されている。競い合うことよりも「楽しむ」ことが重視され、幅広い年齢層のスポーツライフを豊かにするとして注目されている。

基本的施策Ⅱ. 安全・安心な暮らしの実現

基本的取組3

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶・被害者支援

【島田市DV防止対策基本計画】

《現状と課題》

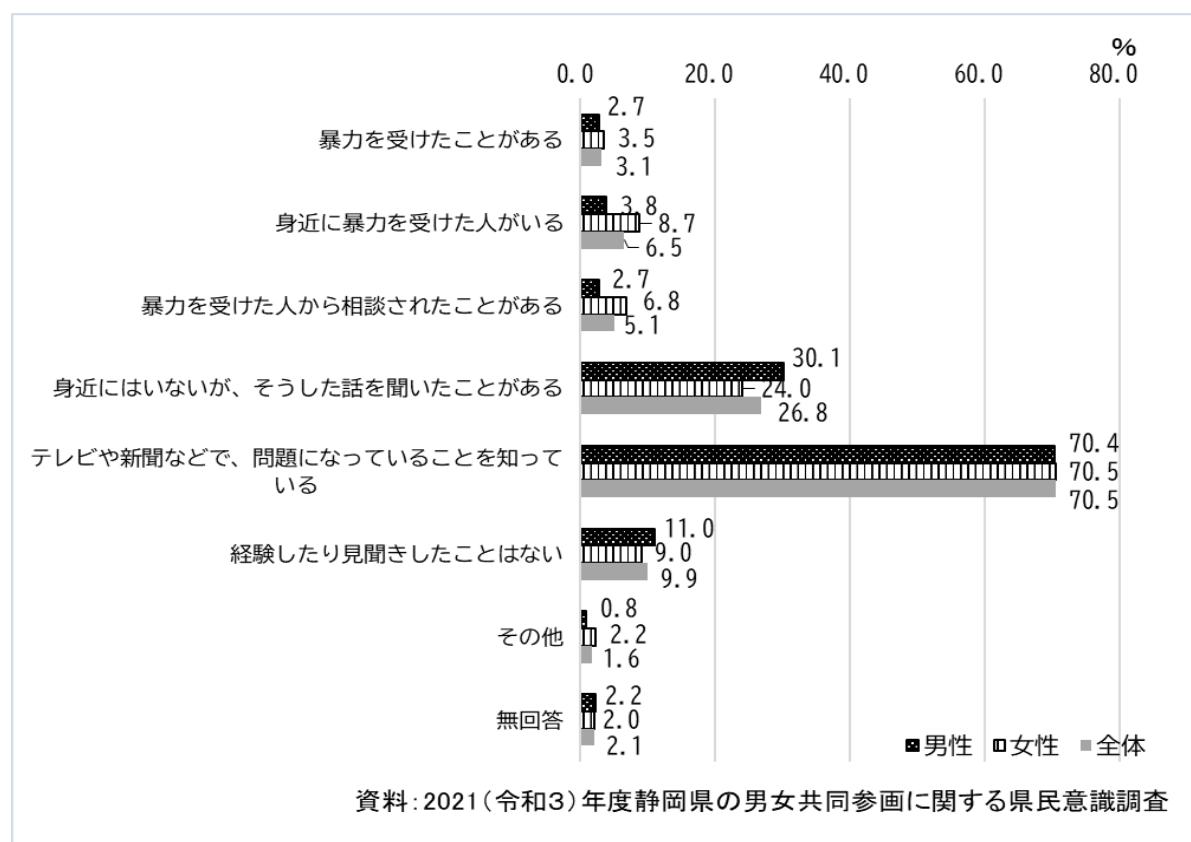
2021(令和3)年に静岡県が実施した男女共同参画に関する県民意識調査「DV※の経験や見聞きの有無」によると、女性の3.5%、男性の2.7%が過去1年間に「身体的暴力」、「心理的攻撃」、「性行為の強要」、「経済的圧迫」などの暴力を受けたことがあると回答しています。

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害で、社会問題として認識されてきています。しかし、県の調査で「身边に暴力を受けた人がいる」と回答した割合は6.5%で、身边な人へも相談しづらく、個人、家庭、職場の問題として、潜在化する傾向にあります。

近年は、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)など、インターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、若年層を中心に、新たな形の暴力に巻き込まれるケースも見受けられるようになってきています。

こうしたことから、DVは人権侵害であるという認識を市民へ広く浸透させ、暴力を予防するため、これらを許さない社会の醸成を図る必要があります。また、被害者が相談しやすい体制づくりを通して、被害の深刻化防止に努め、相談、保護、自立支援など関係機関が連携し、支援を図る必要があります。

【DVの経験や見聞きの有無】



《具体的取組》(p. 30)

(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力根絶へ向けた啓発、教育の充実

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の加害者・被害者を生み出さないため、DV やセクシュアル・ハラスメント等は人権侵害であるという認識を広く浸透させる取組を進めます。様々な機会を通じて、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を許さない社会づくりのための啓発を推進するとともに、若い世代に向けた意識醸成を図ります。

◆様々な運動期間などに合わせて暴力根絶の啓発活動を行います。また、中学校や高校など若年層へのDV防止のための啓発活動に取り組みます。

(2) 相談体制の充実

被害者が安心して相談することができるよう、関係機関が相互に連携し、相談体制を構築する必要があります。そのため、相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。

◆女性を対象とした男女共同参画に関する相談事業を実施し、セクシュアリティ※に関する悩みなどの相談について情報提供や連絡体制を構築します。

◆児童や高齢者、障害者の相談・支援を行うほか、入院等に関わる社会福祉の立場から医療社会相談事業など、様々な困りごとに対応する相談体制を構築していきます。

(3) 被害者の安全保護と自立支援

関係機関と連携し、被害者の安全保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の状況に応じた切れ目のない支援を行います。

◆DV防止法制度や支援制度の啓発を推進します。また、関係機関等と連携をし、被害者に対し様々な支援を行います。

※ DV

配偶者・パートナーからの身体的・精神的・性的な暴力のこと。単に殴る蹴る等の身体的な暴力だけでなく、威嚇・無視・行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

※セクシュアリティ

性のあり方全般を表す言葉。

基本的施策Ⅱ．安全・安心な暮らしの実現

基本的取組4

生活に困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

《現状と課題》

新型コロナウイルス感染症の影響など、近年、社会情勢はめまぐるしく変化しています。それにより、社会的に弱い立場にある人により深刻な影響をもたらし、日頃から存在する固定的な性別役割分担意識に起因する諸問題が一層顕在化してきている傾向にあります。

こうした意識の中で、女性は非正規労働の割合が高く、高齢単身女性や母子世帯の女性は貧困に陥りやすくなり、父子世帯の男性は地域で孤立しやすい状況にあります。

貧困の連鎖を断ち切るためにも、生活が困難な世帯の子どもへの教育などの支援により、次世代を担う子どもや若者が自立し、円滑な社会生活を営むことができるような環境の整備が必要です。

また、若者や高齢者・障害のある人が、性別にかかわりなく、その意欲や能力に応じて、社会に参画できるような環境づくりや、自立に向けての支援が必要です。

《具体的取組》(p. 31)

(1) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等に対し、就業支援や経済的支援など、生活の安定を図るための支援を行い、自立を促進します。

◆医療費助成、児童扶養手当、自立支援給付金等、ひとり親家庭支援制度を充実させるほか、相談業務を実施します。

(2) 高齢、障害等により困難を抱える人が安心して暮らせるための支援

困難な状況にある高齢者や障害のある人等が、年齢、障害等にかかわらず、意欲や能力に応じて社会参加できるよう環境の整備を図ります。

◆相談者が性別によらず相談しやすくするために介護施設等に介護相談員を派遣します。また、地域における高齢者の居場所づくり事業を推進します。

◆障害のある人の多様な社会参加の推進のため、障害者の就労支援を行います。

◆ひきこもり、若年無業者(ニート)等、働きたくても働けない若者の就労への支援や生活困窮者の自立支援などを行います。

基本的施策Ⅱ. 安全・安心な暮らしの実現

基本的取組5

個性を尊重し多様性を持って共存できる環境の整備

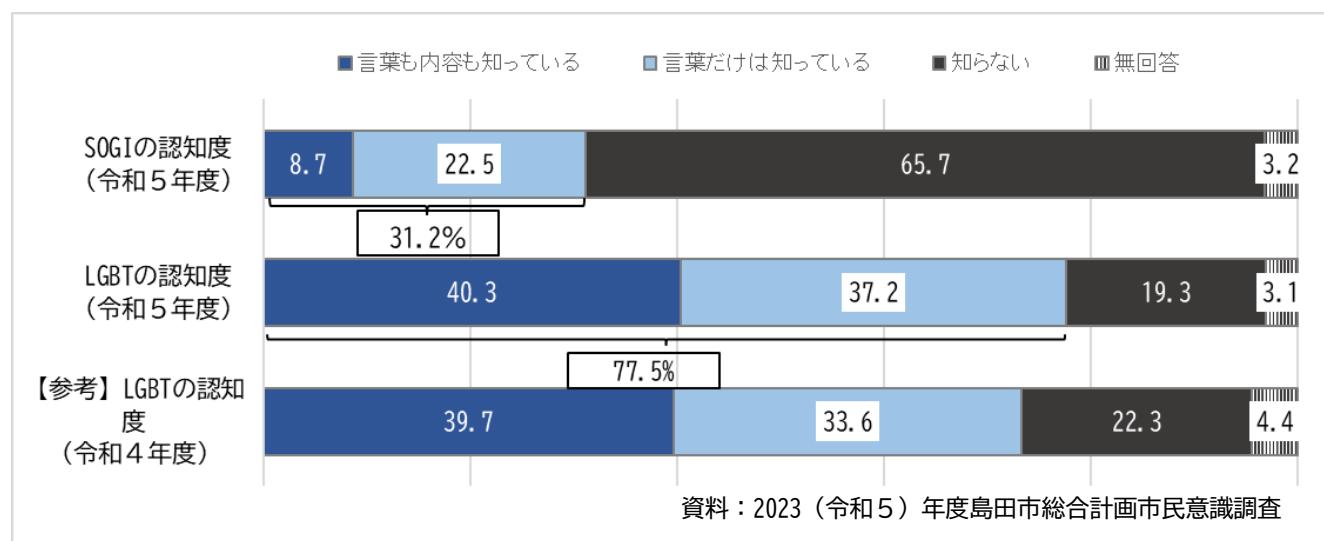
《現状と課題》

全ての人の個性を尊重し、誰もが安心して暮らしていくには、様々な多様性を受け入れ、共存できる環境の整備が必要です。

全ての人が、自らの性的指向や性自認について尊重されるべきですが、性の多様なあり方に対する思い込みや偏見から、生きづらさを感じている人がいます。LGBT(性的マイノリティ)についての認知度は、77.5%となっており、言葉は浸透してきていますが、内容まで理解している人は4割ほどであり、今後も一層の理解促進を図っていく必要があります。多様な性のあり方への理解促進などの取組の必要性についても、必要だと回答した割合は71.5%となっており、市民のニーズにも表れています。

また、男女共同参画を推進していくためには、本市で生活する外国人が安心して暮らせるよう、多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子どもへの支援等について、実態を踏まえながら進める必要があります。

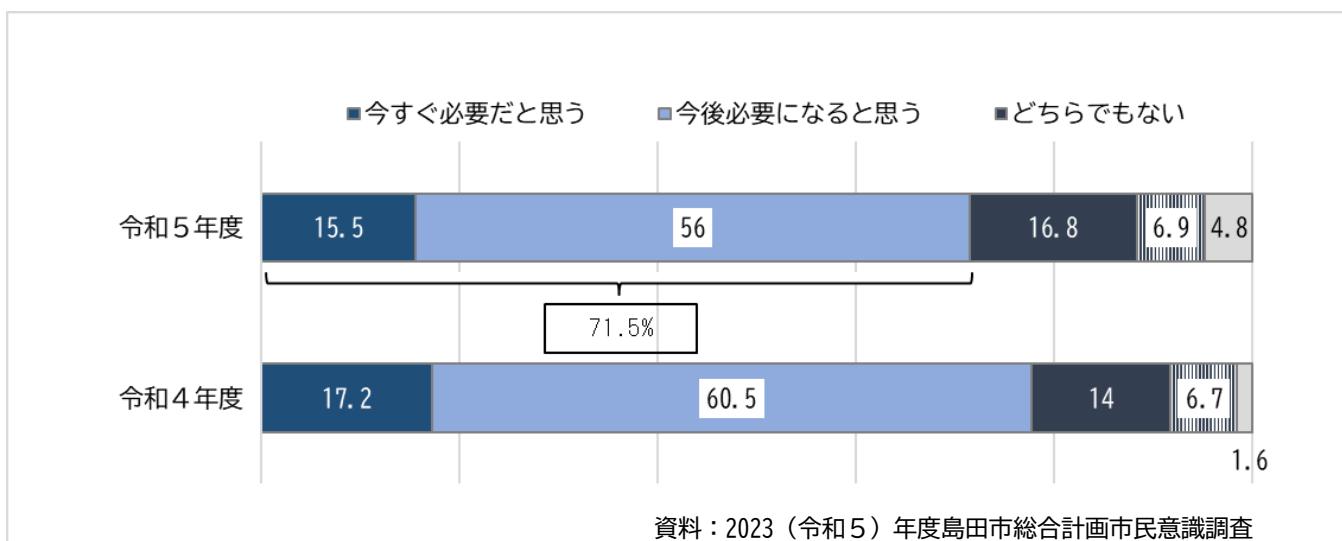
【SOGI※・LGBTの認知度について】



※ SOGI（ソジ、ソギ）

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）を組み合わせた言葉。一人一人の性のあり方を説明する要素。

【多様な性のあり方への理解促進などの取組の必要性について】



《具体的取組》(p. 32)

(1) 多様な性のあり方を前提とした環境整備、性の多様性に関する理解促進

LGBT※など多様な性のあり方を前提とした地域社会を構築していくため、市民への意識啓発や職員の意識改革、業務対応に努め、理解促進を図ります。

- ◆LGBT など多様な性のあり方への理解を深めるため、市民へ情報発信を行います。また、静岡県が実施している「静岡県パートナーシップ宣誓制度※」の普及・啓発を行います。
- ◆市職員に向けて、多様な性のあり方についての理解促進を図るほか、窓口での行政手続きなど市業務の中で、多様な性のあり方を前提とした対応に努めます。また、ガイドラインなど市における性の多様性に関する行動指針等を作成し、普及・啓発に努めます。

(2) 国際交流等を通しての多様な価値観の理解促進

在住外国人に対し適切な情報の提供や支援事業を推進します。また、国際理解教育を通じて、多様な文化や価値観について理解の促進を図ります。

- ◆外国人の生活基盤の整備として、様々な窓口において、外国人のために外国語表示や「やさしい日本語」などによる情報提供を行います。また、外国人を対象とした日本語教室などにより生活支援に取り組んでいきます。
- ◆外国籍児童に対する支援のため、専門の指導員を配置します。

※ LGBT

性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す表現。レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)のそれぞれの頭文字をつなげた言葉。LGBTQ、LGBTQ+などとも表わされ、性的少数者全般を指す言葉として用いられている。

※ 静岡県パートナーシップ宣誓制度

「ジェンダー平等と性の多様性を認め合う環境づくり」を進めるため、令和5年3月から静岡県が開始した制度。お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明するもの。

基本的施策Ⅲ. 誰もが働きやすく活躍できる環境の整備

基本的取組6

ワーク・ライフ・バランスの推進【女性活躍推進計画】

《現状と課題》

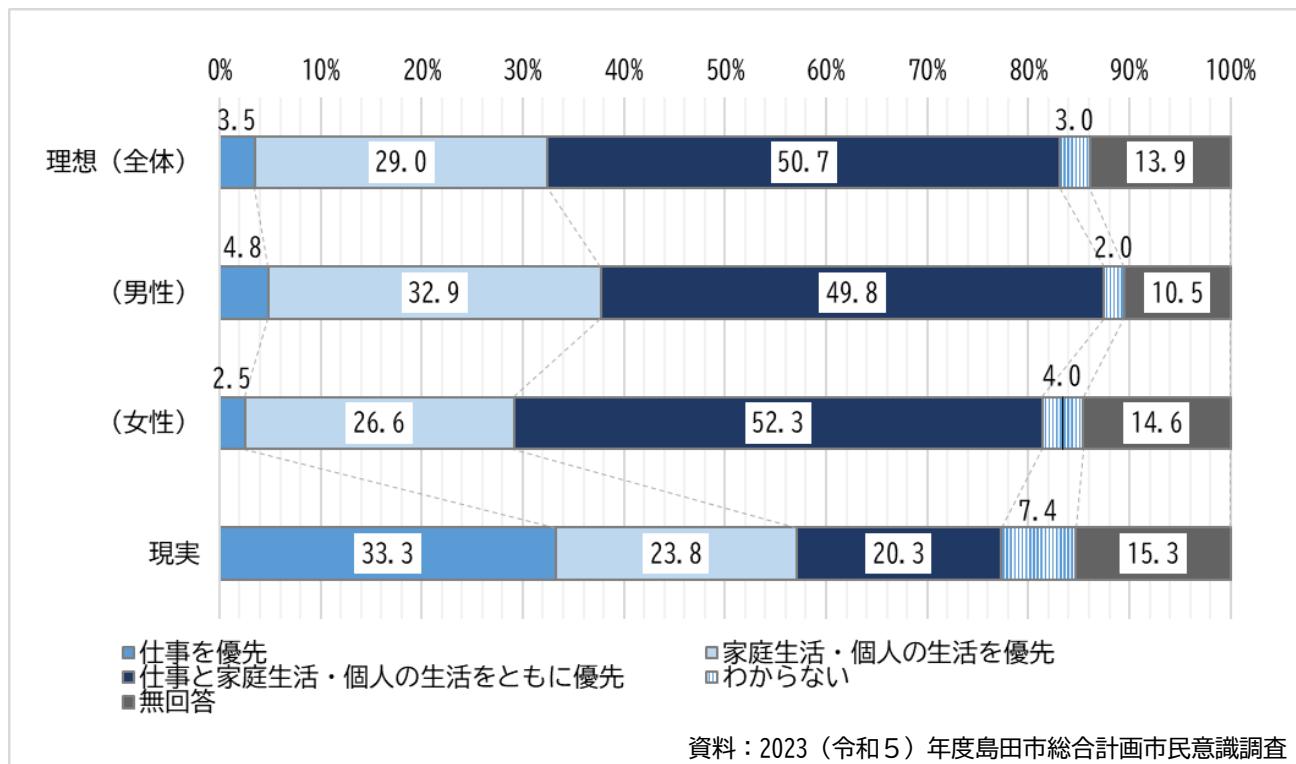
人口減少・少子高齢化が進む中、男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に仕事と家庭生活との両立を図りながら、能力を発揮できる環境づくりが重要です。

市民意識調査では、『生活の中での、「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」の優先度』について、『「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」をともに優先』することを理想としているものの、現実は『「仕事」を優先』の割合が高くなっています。

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、長時間労働を前提とした男性中心型の働き方の見直しや、男女が共に働きながら家庭生活を両立できるよう、支援体制の充実を図っていくことが必要です。

また、家庭生活における家事・子育て・介護が依然として女性に偏っている状況にあるため、男性が主体的に家事・子育て・介護に関わり、責任を担うよう促していく取組も必要です。

【仕事・家庭生活の優先度について】



《具体的取組》(p. 32~33)

(1) 男女がともに働きながら子育てできる体制、支援策の充実

男女が共に働きながら子育てができるよう、支援体制の充実を図ります。

◆子育てサービス利用者支援の専門相談員「子育てコンシェルジュ事業」を実施します。また、妊娠中、出産間もない母親をサポートする「育児サポーター派遣事業」を実施します。

- ◆ペアレントソポーターによる保護者への家庭教育支援を実施します。
- ◆保育事業における量と質の確保のため、保育の充実、病児保育の実施などを推進します。また、放課後児童クラブの体制整備などを進めます。
- ◆市民、市内事業所に向けて、育児休業制度の周知、利用の啓発を行います。また、市職員のワーク・ライフ・バランス※の促進のため、効率的な業務遂行を図ります。また、育児中の家庭では、育児休業等の利用を推進していきます。

(2) 家事、子育て、介護など家庭生活への男性の参画促進

男性が家事、子育て、介護に主体的に関わり、責任を担うことができるよう学習機会を提供するほか、男性中心型労働慣行※の意識改革につながる情報提供や啓発活動に努めます。

- ◆家庭生活への男性の参画促進に関する講座を開催していきます。

(3) 働き方改革の推進

長時間労働等を代表とする男性中心型労働慣行※の見直しを進め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、ライフステージに応じた多様な働き方を推進します。

- ◆多様な働き方を選択できる環境の整備に向けて、市民や事業所等へ情報提供を行っていきます。また、雇用における男女の均等な機会の確保を目指し、男女共同参画に積極的に取り組む「男女共同参画社会づくり宣言」事業所の普及促進を行います。

※ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭の調和がとれた状態のこと。仕事と家庭の調和憲章では、「仕事と生活の調和が実現した社会」を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

※ 男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功序列的な処遇の下、長時間労働や転勤が当然とされている男性中心型の働き方等を前提とする労働慣行。

基本的施策Ⅲ. 誰もが働きやすく活躍できる環境の整備

基本的取組 7

就労の場における女性の活躍推進【女性活躍推進計画】

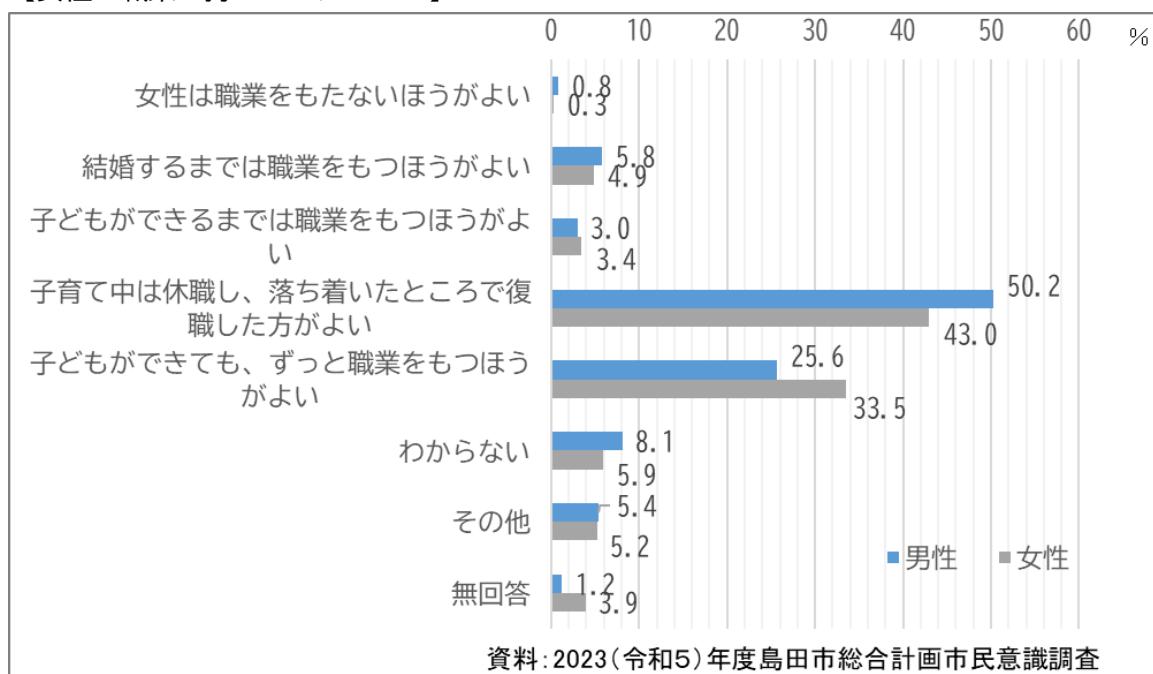
《現状と課題》

2015(平成 27)年に「女性活躍推進法」が制定され、女性が就業しやすい環境整備が進んでいますが、市民意識調査では、女性が職業を持つことについて「子育て中は休職し、落ち着いたところで復職した方がよい」の回答の割合が、男女ともに多くなっています。本市の女性の労働力率を年齢階級別にみると平成 27 年度から改善は見られますが、未だ 30 歳代で割合が低い「M 字カーブ」になっており、出産・子育て期に離職する女性が多いことが示されています。

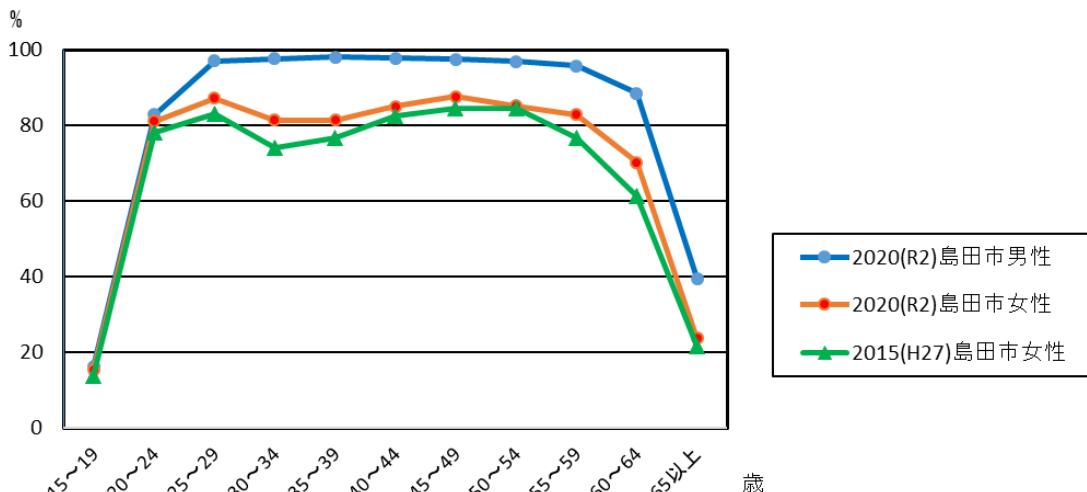
少子高齢化により、就労人口が減少していく中、就労の場においては、女性が出産・子育て期に離職することを防ぎ、安心して働くような環境整備や離職した女性の復職や再就職支援の重要性も増しているため、様々な希望に応じた働き方の実現に向けて、支援体制の充実を図っていくことが必要です。

また、就労の場において、性別による差別を受けることがないよう、男女の均等な雇用機会と待遇の確保やセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の促進など、市民や事業所等に向けて情報提供や啓発を行うことが必要です。

【女性が職業を持つことについて】



【男女の年齢階級別労働率】



資料:2021(令和2年)国勢調査

《具体的取組》(p. 33)

(1) 性別に関わらず均等な雇用機会と待遇確保するための対策推進

男女の平等な雇用や労働条件を確保するための制度の周知や仕組みづくり、また、就労支援に取り組みます。

- ◆家族経営協定※の利用促進・制度促進により、男女共同参画を目指した環境整備を進めます。
- ◆大学生と事業所との就職情報の交流のため、島田市・藤枝市・焼津市の3市での就職イベント等を実施します。
- ◆事業所等における女性職員の能力発揮の促進についての取組方法に関する周知や、女性活躍推進法※に関する法令、制度等の周知を図ります。

(2) 女性の就労支援や起業支援

職場における女性の活躍は、社会・経済活動の原動力であり、男女共同参画社会の実現には必要不可欠です。そのため、女性が能力を十分に発揮できるよう、就労や起業への支援をします。

- ◆女性の就労や企業への支援のため、ハローワーク等と連携して、女性の就労機会を創出します。また、女性の起業支援のため、起業セミナーを開催します。

※ 家族経営協定

農家における家族員の平等な経営参画を保障するために、家族員相互間で、就業条件や経営の役割分担、収益配分、生活等に関する取り決めを行うこと。

※ 女性活躍推進法

仕事を活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を充分に発揮できる社会の実現を目指して、2015年8月に成立した法律。正式名称を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」といい、国や自治体、企業などの事業主に対して、女性の活躍状況の把握や課題分析、数値目標の設定、行動計画の策定・公表などが求められている。

(3) セクシュアル・ハラスメント※等の防止対策の推進

職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けて、啓発や研修会の開催などによる防止対策を推進します。

◆市民・事業所・学校等に向けてさまざまな媒体を用いて、セクシュアル・ハラスメント等の防止を推進します。

※ セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは単に雇用関係にあるもののみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こりうるもの。

基本的施策IV. 誰もがあらゆる分野へ参画できる社会づくり

基本的取組8

地域における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】

《現状と課題》

人口減少・少子高齢化の進行や単身世帯の増加、また人々のライフスタイルや価値観の多様化が原因となり、地域のつながりが希薄化しているといわれています。

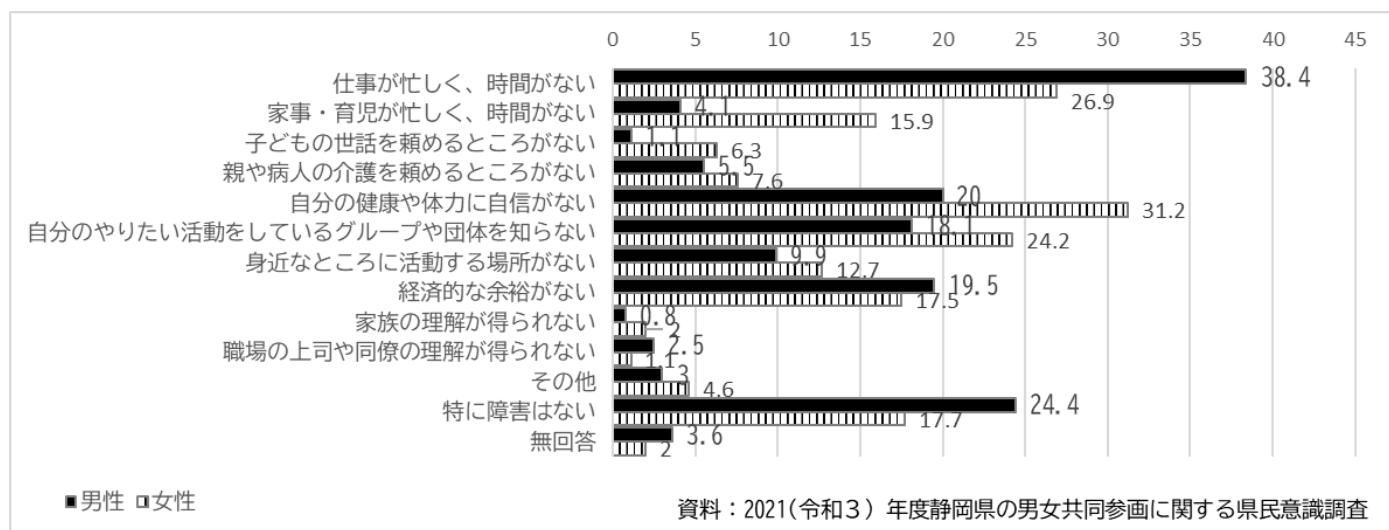
県民意識調査の結果では、地域活動への参加には男女ともに仕事や自身の健康などから参加へハードルがあると感じている方が多くいることが分かり、特に女性は家事・育児や健康・体力面での不安が多いため、積極的な参画へのサポートが必要です。

また、自治会等の活動では、多くの場面で女性が携わっているものの、男女双方にある固定的な性別役割分担意識により、組織を代表する立場や方針決定過程では男性が中心となり、女性が参画できていないのが実態です。

活力ある自治会等の地域活動を持続するには、地域の将来像を考える必要性のほか女性等多様な扱い手の参画促進の重要性について、市民や団体への啓発や支援を行っていく必要があります。

また、災害時における地域の防災力向上を図るために、これまでの災害で明らかになった避難所生活や被災者支援における男女のニーズの違い等を理解し、男女共同参画の視点を踏まえた防災活動を推進することが重要です。

【地域活動に参加しようとするとき障害になること】



《具体的取組》(p. 34)

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

地域においても、男女が共に同様の役割を担うためには、地域活動やまちづくりにおける政策や方針の決定の場に、女性が参画することが必要です。性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、地域の組織や団体への啓発や支援を行います。

- ◆自治会に関係する各種委員について、性別の偏りがなくなるように、女性登用の啓発を行います。また、地域活動における男女共同参画意識の醸成を図るため、防犯、交通安全等の地域の安全活動への女性参画を目指し、関係団体の活動への女性の参加促進を行います。
- ◆自治会役員への女性登用を促すため、自治推進委員への啓発を行います。また、コミュニティ組織等の役員への女性の登用促進のための啓発を行います。

(2) 男女共同参画の視点を持った防災活動の推進

地域防災力の強化のため、男女共同参画の視点を持った防災活動の推進を図ります。

- ◆地域の防災活動における女性の登用促進を図るため、消防団等における女性の活躍を促進するほか、男性のみの視点ではなく、女性の視点も必要不可欠な避難所運営においても女性の登用を促していくため、避難所運営会議等の地域防災活動における女性の登用促進に努めます。
- ◆地域防災で活躍できる女性を育成・発掘するため講座や防災教室への女性の参画促進を図ります。

基本的施策IV. 誰もがあらゆる分野へ参画できる社会づくり

基本的取組9

政策・方針決定過程への女性の参画拡大【女性活躍推進計画】

《現状と課題》

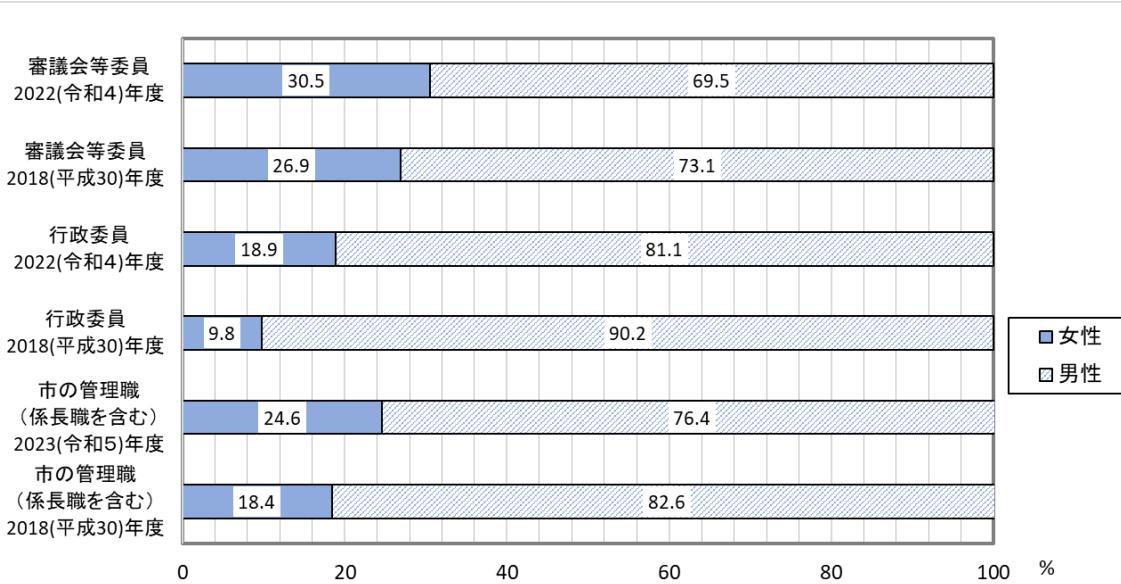
男女が共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めていくことが重要です。

市が設置する審議会等への女性の登用については、2023(令和5)年度までに女性委員の割合を30%とする目標を掲げ、2022(令和4)年度に目標を超えることができました。しかし、依然として女性のいない・少ない審議会等も多くあることから、幅広い分野からの人材情報の活用や、人材育成に努める必要があります。

市職員については、女性活躍推進法に基づき、2016(平成28)年に「特定事業主行動計画」を策定しました。現在は、2021(令和3)年度に改定した「第2期特定事業主行動計画」に基づき、管理的地位にある職員に占める女性の割合が向上するよう、職域の拡大や計画的な人材育成の取組を進めています。

今後も、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、市が率先して、市民や事業所等への啓発を図っていくとともに、女性の登用拡大につながるよう意識や能力を高めていくための学習機会の提供などに努める必要があります。

【島田市の審議会等委員・行政委員・市の管理職等に占める女性の割合】



資料：女性の公職参加状況調査（市民協働課）

《具体的取組》(p. 34)

(1) 市政、審議会等への女性の積極的登用

市政に多様な意見を反映させるため、市が設置する審議会等への女性の登用を積極的に推進するほか、女性登用に向けた課題把握や環境整備にも努めます。

◆市の審議会等における女性委員の登用率の向上を目指します。

◆女性登用に関する課題を把握し、登用率向上につなげていくための調査を行います。また、登用の進まない分野は個別に調査・公表・分析等を行います。

(2) 職場における女性の積極的登用

市職員の女性管理職比率は未だ低い水準にとどまっています。市の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、市職員への研修の充実や適正な人事評価により女性職員の管理職への登用を推進します。

◆女性職員の管理職(係長職含む)への能力、適性に応じた登用を行います。また、女性職員の資質、能力向上を目的とした研修を行います。

(3) 女性の人材育成

女性が政策・方針決定過程へ参画し、それぞれの能力を発揮できるよう、人材の育成や発掘、講座の開催、情報の提供に努めます。

◆女性の人材育成と能力の活用を図ります。女性リーダー育成のための学習機会の提供や、女性リーダーの育成事業、人材育成講座等を開催します。

関係取組 一覧

計画策定時点での具体的取組内の関係する取組について、内容と関係課を一覧にしています。この一覧表は、計画期間内に取組内容等に変更があった場合は、適宜修正を行います。

基本的取組1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進

具体的取組1(1)男女共同参画に関する調査及び情報の収集・提供

| 内 容 | 関係課 |
|----------------------------------|-------|
| 男女共同参画に係るミニ特集コーナーの設置 | 図書館課 |
| 男女共同参画に関する情報の収集と各種メディアを活用した情報の提供 | 市民協働課 |
| 男女共同参画に関する意識調査の実施 | 市民協働課 |

具体的取組1(2)男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の展開

| 内 容 | 関係課 |
|----------------------------|-------|
| 男女共同参画等に関する講演会等の開催 | 市民協働課 |
| 条例・行動計画の普及・啓発 | 市民協働課 |
| 啓発推進員の活動の拡充 | 市民協働課 |
| 男女共同参画社会づくり宣言事業所のネットワークの形成 | 市民協働課 |
| 近隣市町との連携、体制整備 | 市民協働課 |

具体的取組1(3)男性にとっての男女共同参画の理解の促進

| 内 容 | 関係課 |
|----------------|-------|
| 男性の男女共同参画事例の紹介 | 市民協働課 |

基本的取組2 男女の人権を尊重する教育の充実と健康支援

具体的取組2(1)教育現場における男女の人権を尊重する教育や学習の充実

| 内 容 | 関係課 |
|------------------------------------------|-------|
| 小中学校における人権教育 | 学校教育課 |
| 小中学校、幼稚園、保育園における人権教育出前講座の開催 | 生活安心課 |
| 人権啓発ポスター展 人権副読本読み聞かせ事業 | 生活安心課 |
| 児童生徒向け料理講座等の開催 | 学校給食課 |
| 教育相談の実施 | 学校教育課 |
| 保育士研修会等による啓発の実施 | 保育支援課 |
| キャリア教育における進路手引書を活用した性別にとらわれない 進路指導の実施 | 学校教育課 |

具体的取組2(2)家庭、地域、職場における男女平等の啓発・学習機会の提供

| 内 容 | 関係課 |
|---------------------------|-------|
| 人権擁護委員の日及び人権週間における啓発活動の実施 | 生活安心課 |
| 託児付き講座の開催 | 社会教育課 |
| PTA 活動等学校行事への参加の推進 | 学校教育課 |

具体的取組2(3)ライフステージに応じた健康支援

| 内 容 | 関係課 |
|------------------------|------------------|
| がん検診事業 | 健康づくり課 |
| 健康相談体制の充実 | 健康づくり課 |
| 島田市版ネウボラの充実 | 健康づくり課 |
| 妊産婦や乳幼児を持つ親を対象とした講座の開催 | 健康づくり課 子育て応援課 |
| 妊産婦や乳幼児を持つ親を対象とした相談の実施 | 健康づくり課 子育て応援課 |
| 地域自殺対策強化事業 | 健康づくり課 |
| 食育講座の実施 | 健康づくり課 |
| スポーツ教室 | スポーツ振興課 |

具体的取組2(4)性と生殖に関する知識の普及及び情報提供

| 内 容 | 関係課 |
|-------------------------|-------|
| 性に関する授業の実施 | 学校教育課 |
| 保護者向けの性教育講座の実施 | 社会教育課 |
| 中学生を対象とした「赤ちゃんふれあい体験講座」 | 社会教育課 |

基本的取組3 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶・被害者支援

具体的取組3(1)ジェンダーに基づくあらゆる暴力根絶へ向けた啓発、教育の充実

| 内 容 | 関係課 |
|-----------------------------------|--------|
| 男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせた啓発活動 | 市民協働課 |
| 暴力をなくす運動や児童虐待防止推進月間に合わせた暴力根絶の啓発活動 | 子育て応援課 |
| 若年層へのデートDV防止の啓発 | 市民協働課 |

具体的取組3(2)相談体制の充実

| 内 容 | 関係課 |
|--------------------------------|------------|
| 女性相談事業 | 市民協働課 |
| セクシュアリティに関する相談についての情報提供・連絡体制構築 | 市民協働課 |
| 家庭児童相談室体制の強化 | 子育て応援課 |
| 常設・定例(人権)市民相談 | 生活安心課 |
| 高齢者相談・支援 | 包括ケア推進課 |
| 障害者相談支援事業 | 福祉課 |
| 医療社会相談事業 | 地域医療支援センター |

具体的取組3(3)被害者の安全保護と自立支援

| 内 容 | 関係課 |
|--------------------|--------|
| DV防止法制度や支援制度の啓発の推進 | 子育て応援課 |
| 被害者の安全確保 | 子育て応援課 |
| 被害者の自立支援 | 子育て応援課 |

基本的取組4 生活に困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

具体的取組4(1)ひとり親家庭等への支援

| 内 容 | 関係課 |
|------------------------------|--------|
| 医療費助成、児童扶養手当、自立支援給付金、相談業務の実施 | 子育て応援課 |

具体的取組4(2)高齢、障害等により困難を抱える人が安心して暮らせるための支援

| 内 容 | 関係課 |
|---------------------|---------|
| 介護相談員事業における男性相談員の配置 | 長寿介護課 |
| 居場所づくり事業 | 包括ケア推進課 |
| 障害者の就労支援 | 福祉課 |
| ひきこもり、若者無業者等に対する支援 | 社会教育課 |
| 若者就労支援事業 | 商工課 |
| 生活困窮者の自立支援 | 福祉課 |

基本的取組5 個性を尊重し多様性を持って共存できる環境の整備

具体的取組5(1)多様な性のあり方を前提とした環境整備、性の多様性に関する理解促進

| 内 容 | 関係課 |
|--------------------------------|-------|
| LGBT など多様な性のあり方への理解を深めるための情報発信 | 市民協働課 |
| 静岡県パートナーシップ宣誓制度の普及・啓発 | 市民協働課 |
| 市職員に向けた多様な性のあり方についての理解促進 | 市民協働課 |
| 行政手続きなど市業務での対応 | 市民協働課 |
| 市における行動指針等の作成 | 市民協働課 |

具体的取組5(2)国際交流等を通しての多様な価値観の理解促進

| 内 容 | 関係課 |
|-------------------|--------|
| 外国語による情報提供 | 市民課 |
| 外国人を対象とした日本語教室の開催 | 文化振興課 |
| 外国籍児童等指導員の配置 | 学校教育課 |
| 外国人向け母子手帳等の配布 | 健康づくり課 |
| 外国人受診者のための医療提供 | 医事課 |

基本的取組6 ワーク・ライフ・バランスの推進

具体的取組6(1)男女がともに働きながら子育てできる体制、支援策の充実

| 内 容 | 関係課 |
|------------------------------------|--------------|
| 地域子育て支援センター事業 | 子育て応援課 |
| 子育てコンシェルジュ事業 | 子育て応援課 |
| 育児サポート一派遣事業 | 子育て応援課 |
| 家庭教育支援事業 | 社会教育課 |
| 保育事業(量と質の確保)児童健全育成事業 | 保育支援課 |
| 放課後児童健全育成事業 | 子育て応援課 |
| 育児休業制度の周知、利用の啓発 | 市民協働課 |
| 効率的な業務遂行による年休取得率の向上及び育児休業等の周知・利用促進 | 人事課 病院総務課 |

具体的取組6(2)家事、子育て、介護など家庭生活への男性の参画促進

| 内 容 | 関係課 |
|---------------------|-------|
| 家庭生活への男性の参画促進に関する啓発 | 市民協働課 |
| 男の料理教室等の開催 | 社会教育課 |

具体的取組6(3)働き方改革の推進

| 内 容 | 関係課 |
|-------------------------|-------|
| 事業所等の「男女共同参画社会づくり宣言」の促進 | 市民協働課 |

基本的取組7 就労の場における女性の活躍推進

具体的取組7(1)性別に関わらず均等な雇用機会と待遇確保するための対策推進

| 内 容 | 関係課 |
|-------------------------------------|-------|
| 家族経営協定の啓発・締結の促進 | 農業振興課 |
| 島田市・藤枝市・焼津市合同企業ガイダンスの開催 | 商工課 |
| 事業所等における女性職員の能力発揮の促進についての取組方法に関する周知 | 市民協働課 |
| 女性活躍推進法に関する法令、制度等の周知 | 市民協働課 |

具体的取組7(2)女性の就労支援や起業支援

| 内 容 | 関係課 |
|------------|-----|
| 女性の就労機会の創出 | 商工課 |
| 起業セミナーの開催 | 商工課 |

具体的取組7(3)セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

| 内 容 | 関係課 |
|--------------------------|-------|
| セクシュアル・ハラスメント等の防止の啓発 | 市民協働課 |
| セクハラ・パワハラ防止研修会の開催と相談員の配置 | 人事課 |
| セクハラ・パワハラ防止研修会の開催 | 病院総務課 |
| ハラスメント対策委員会の運営 | 病院総務課 |
| 教職員研修会の開催と相談員の配置 | 学校教育課 |

基本的取組8 地域における男女共同参画の推進

具体的取組8(1)地域活動における男女共同参画の推進

| 内 容 | 関係課 |
|----------------------------|-------|
| 各委員会等における女性の登用についての啓発 | 市民協働課 |
| 島田市地域防犯まちづくり団体の活動への女性の参加促進 | 生活安心課 |
| 自治推進委員への啓発 | 市民協働課 |
| 各コミュニティ組織等への啓発 | 市民協働課 |

具体的取組8(2)男女共同参画の視点を持った防災活動の推進

| 内 容 | 関係課 |
|--------------------------------|-------|
| 消防団、避難所運営会議等の地域防災活動における女性の登用促進 | 危機管理課 |
| 地域防災リーダー養成講座の開催 | 危機管理課 |
| 島田市防災教室への女性の参画促進 | 危機管理課 |

基本的取組9 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的取組9(1)市政、審議会等への女性の積極的登用

| 内 容 | 関係課 |
|-----------------------------------|-------|
| 審議会等における女性委員の登用率の向上 | 市民協働課 |
| 女性の登用状況調査及び登用の進まない分野の聞き取り調査・公表・分析 | 市民協働課 |

具体的取組9(2)職場における女性の積極的登用

| 内 容 | 関係課 |
|--------------------------|-----|
| 管理職(係長職含む。)への能力、適性に応じた登用 | 人事課 |
| 女性職員の資質、能力向上を目的とした研修 | 人事課 |

具体的取組9(3)女性の人材育成

| 内 容 | 関係課 |
|------------------------|-------|
| 女性リーダーの育成事業や人材育成講座等の開催 | 市民協働課 |

第3章 計画の推進体制

- 1. 計画の推進体制の整備**
- 2. 市民参画による推進体制**
- 3. 計画の進捗状況の点検・公表**

第3章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制の整備

(1) 男女共同参画推進会議

「島田市男女共同参画推進会議」(会長:副市長、委員:関係部長)において、島田市の男女共同参画推進施策の策定及び総合調整を行います。

(2) 男女共同参画推進委員会

市の条例第25条に基づく「島田市男女共同参画推進委員会」において、市長の諮問に応じて意見を述べるほか、男女共同参画の推進に関する事項を調査・審議します。

(3) 国・県等関係機関との連携

国・県等関係機関と情報交換を行うとともに、連携強化に努めます。

2. 市民参画による推進体制

(1) 男女共同参画啓発推進員

市の男女共同参画推進施策の着実な実施を図るため、島田市男女共同参画啓発推進員により、事業の企画運営等への協力及び啓発活動を行います。啓発推進員については公募により募集します。

(2) 男女共同参画推進のためのネットワークの拡充

市民への男女共同参画の浸透を目的として、市内関係団体・事業所により構成するネットワークを拡充します。

3. 計画の進捗状況の点検・公表

年度ごとに計画の進捗状況を調査し、推進委員会等により点検を行い、その結果を公表します。